

茨城県蜜蜂転飼許可申請事務処理要領

第1（目的）

茨城県蜜蜂転飼許可申請等の事務処理について、養蜂振興法、養蜂振興法施行規則、茨城県養蜂振興法施行細則及び茨城県事務委任規則に定めるもののほか、この事務処理要領により実施する。

第2（蜜蜂転飼許可申請書の受理）

畜産課長（以下「課長」という。）は、茨城県養蜂適正配置推進会議設置要項（以下「設置要項」という。）第1による茨城県養蜂適正配置推進会議（以下「適正配置推進会議」という。）で調整された転飼計画に係る蜜蜂転飼許可申請書（以下「申請書」という。）について受理するものとする。

ただし、適正配置推進会議で調整された計画に軽微な変更（転飼場所の地番等の変更、2ヶ月未満の転飼期間の変更、当初計画の20%未満の蜂群数の変更をいう。）がある申請について、課長は、原則として申請書を受理し、必要に応じ設置要項第5による適正配置推進団体及び転飼場所の所轄農林事務所と情報交換、調査等を行うものとする。

また、新規、大幅な変更（申請者、転飼場所（地番等の軽微な変更を除く）、目的、2ヶ月以上の転飼期間、および当初計画の20%以上の蜂群数の変更をいう。）がある申請について、課長は、適正配置推進団体及び転飼場所の所轄農林事務所と情報交換、調査等を行い、必要に応じ適正配置推進会議の開催を求め、事前調整された申請書を受理するものとする。

なお、4月及び5月中に転飼を開始する計画で、前年度と同様の計画（申請者、転飼場所、目的が同じで、転飼期間が前年度計画と同時期かつ、20%未満の蜂群数の変更をいう。）の場合は、適正配置推進会議で調整された転飼計画と見なすことができる。

第3（転飼許可結果の通知）

転飼を許可した課長は、その結果を、関係市町村、所轄農林事務所、所轄家畜保健衛生所及び適正配置推進団体に通知するものとする。

第4（蜂場貸与承諾書）

茨城県養蜂振興法施行細則第3条第1項の規定する「蜂場貸与承諾書」は、別記様式（様式1号）とする。

第5（飼育届の報告）

所長は、茨城県養蜂振興法施行細則第2条で規定する蜜蜂飼育届をとりまとめ、毎年2月15日までに畜産課に報告するものとする。

付 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

この要領は、平成19年2月28日から施行する。

この要領は、平成21年7月6日から施行する。

この要領は、平成25年1月1日から施行する。

この要領は、平成27年3月13日から施行する。

(様式1号：蜂場貸与承諾書)

蜂 場 貸 与 承 諾 書

1. 転飼者氏名： ㊟

住所：

2. 転飼場所：

3. 転飼期間： 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで

4. 転飼群数： 群

上記のとおり蜂場貸与に同意する。

平成 年 月 日

土地貸与者氏名： ㊟

住所：

(注意) 蜂場付近の見取り図を添えて提出すること